

平成29年度税制改正（法人税関係）について 《災害に関する措置の常設化》

平成29年度税制改正により災害に関する措置の常設化が行われました。法人税関係の常設化された主な措置は、次のとおりです。

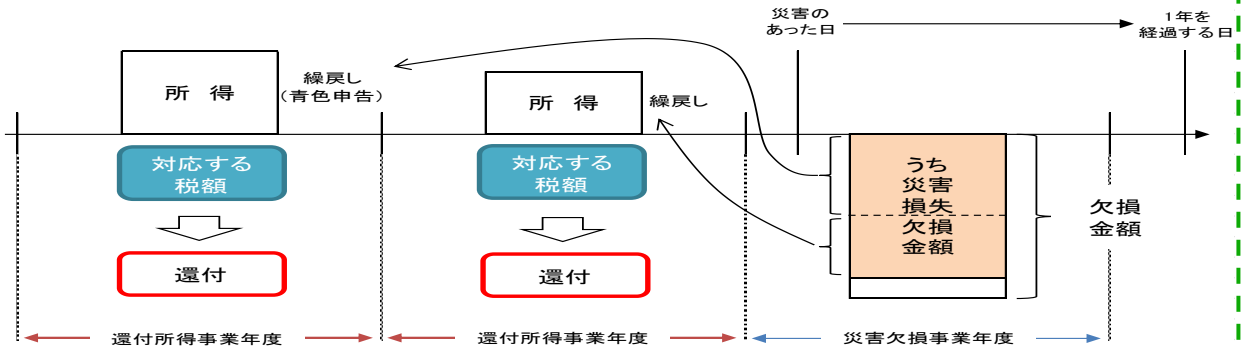
1 災害損失の繰戻しによる法人税額及び地方法人税額の還付

【制度の概要】

災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書である場合には、前2年）以内に開始した事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされました（法人税法80⑤、144の13⑩）。

また、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の4.4%に相当する金額が併せて還付されることとされました（地方法人税法23①）。

＜確定申告で繰戻しを請求する場合のイメージ図＞



(1) 災害

災害とは、震災、風水害、火災その他自然現象の異変による災害、人為による異常な災害及び生物による異常な災害をいいます（法人税法80⑤、144の13⑩、法人税法施行令154の3②、206⑤）。

(2) 災害損失欠損金額

災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち、災害損失金額に達するまでの金額をいいます（法人税法80⑤、144の13⑩）。

（注）災害損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた、滅失等による損失の額、原状回復等のための費用に係る損失の額及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額（保険金、損害賠償金等により補填されるものを除きます。）の合計額をいいます（法人税法施行令154の3④、206⑤）。

(3) 法人税の還付額の計算

この制度による法人税の還付額は、次の算式により計算します。

（算式）

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{災害欠損事業年度の災害損失欠損金額（分母を限度）}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

還付請求書の提出に当たっての注意点

イ 法人税法第80条第1項（欠損金の繰戻しによる還付）による青色欠損金の繰戻し還付制度とは異なり、青色申告書を提出する法人以外の法人や資本金の額が1億円を超える法人であっても、この制度の適用を受けることができます。

ロ この制度の適用を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です（法人税法80①③⑤⑥、144の13①②⑥⑦⑧⑩⑫）。

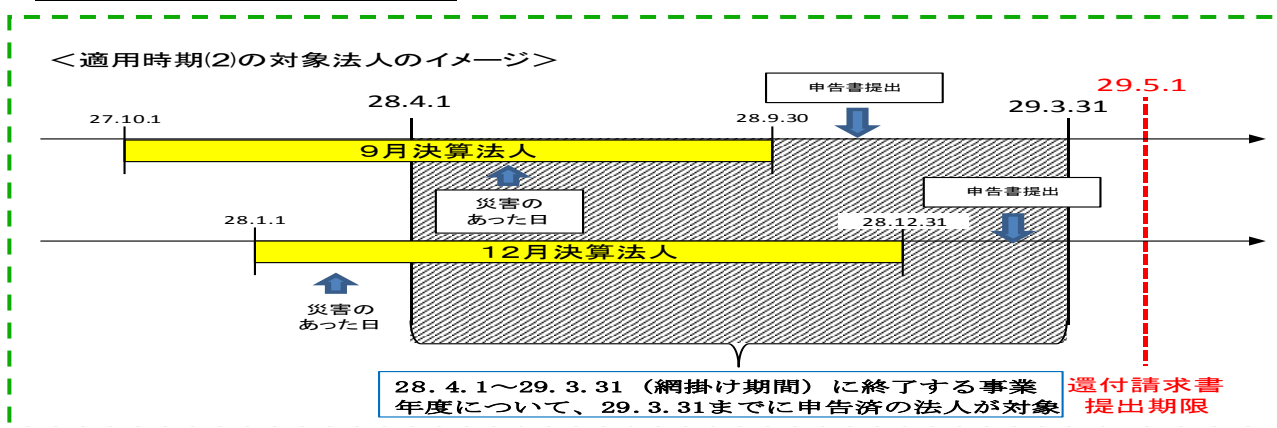
- (i) 還付所得事業年度から災害欠損事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書（期限後申告書を含みます。以下同じです。）を提出していること。
 - (ii) 所要の事項を記載した還付請求書を災害欠損事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書（以下「確定申告書等」といいます。）の提出と同時に納税地の所轄税務署長に提出すること。
仮決算による中間申告書にあっては、その提出期限までに提出している場合に限ります。
- ハ 前年度実績の税額が10万円以下で法人税の中間申告を要しない場合でも、この制度による仮決算の中間申告が可能です。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法人税法81の31）。

〔適用時期〕

- (1) 平成29年4月1日から施行されます（改正法附則1）。したがって、平成29年4月1日以後に確定申告書等の提出を行う法人については、この制度の適用を受けることができます。
- (2) 平成29年3月31日以前1年以内に終了した事業年度分の法人税の確定申告書を同年3月31日までに提出した法人については、同年5月1日までに還付請求書の提出を行うことにより、この制度の適用を受けることができます（改正法附則22、26、29、国税通則法10②）。



2 仮決算の中間申告による所得税額の還付

〔制度の概要〕

災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含みます。）でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度）を還付することとされました（法人税法72④、78、81の20④、81の29、144の4⑤⑥、144の11）。

（注）前年度実績の税額が10万円以下で法人税の中間申告を要しない場合でも、この制度による仮決算の中間申告が可能です。この場合（「1 災害損失の繰戻しによる法人税額及び地方法人税額の還付」の適用を受ける場合を除きます。）、地方法人税の中間申告（別表一(一)等の「この申告書による地方法人税額の計算」の各欄の記載）は要しません。

〔適用時期〕

平成29年4月1日から施行されます（改正法附則1）。したがって、平成29年4月1日以後に仮決算による中間申告書の提出を行う法人については、この制度の適用を受けることができます。

3 その他

- (1) 特定非常災害発生日から同日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができることとされました（租税特別措置法43の3、68の18）。
- (2) 収用等又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、特定非常災害に基因するやむを得ない事情により指定期間内に代替資産の取得が困難となった場合には、一定の要件の下にその期間を2年以内の範囲で延長することができることとされました（租税特別措置法64の2⑰、65の8⑱、68の71⑲、68の79⑳）。

（注）特定非常災害とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。

東日本大震災後の災害では、平成28年熊本地震が特定非常災害に該当します（平成29年3月31日現在）。



国税庁・国税局・税務署

平成29年3月